

【概要書】

「令和3年度 政府が講じた死因究明等に関する 施策」

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

(1) 我が国における死因究明等の推進に向けた政府の取組

- ・ 基本法成立以前の主な取組
- ・ 基本法の成立から死因究明等推進計画の策定までの経緯 等

(2) 死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

- ・ 計画に掲げられた9つの基本的施策(※)ごとの令和3年度中の政府の取組 等

(※) 9つの基本的施策

①死因究明等に係る人材の育成等、②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、③死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、⑥死因究明のための死体の科学調査の活用、⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進、⑨情報の適切な管理

連絡先は省略。